

米国小型ハイクオリティファンド (毎月決算型)

平素は「米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2025年2月25日に第163期決算を迎え、分配を行いましたので、今後の運用方針等とあわせてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

第163期決算（2025年2月25日）の分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、10円（1万口当たり、税引前）といたしました。

決算期	第1～160期	2024/12/24 第161期	2025/1/24 第162期	2025/2/25 第163期	設定来累計 (2月25日まで)
分配金 (対前期末基準価額比率)	19,670円 (196.7%)	260円 (2.3%)	260円 (2.5%)	10円 (0.1%)	20,200円 (202.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	545.9%	-7.0%	1.5%	-9.6%	451.3%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～160期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～160期の欄は、設定日から第160期末までの騰落率です。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額の推移（2011年7月29日（設定日）～2025年2月25日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

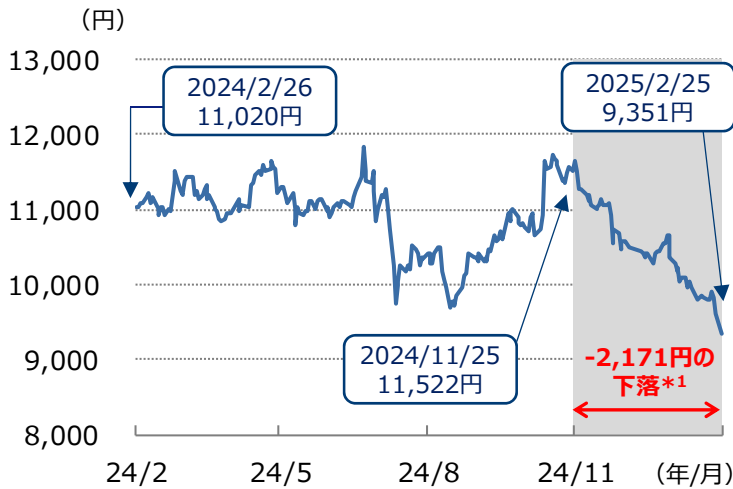
※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

分配金額決定の背景

- 当ファンドは3ヵ月毎に分配金額を見直します（見直し月は2、5、8、11月）。各計算期間中の基準価額の変動にかかわらず、見直し月の決算日の基準価額により決定し、分配金額は次回の見直し月の前月まで同額とすることを目指します。分配金額の水準は、見直し月の決算日の基準価額が10,000円（当初元本額）を超えた場合には超過額を勘案して、超過額が少額の場合や基準価額が10,000円を下回った場合には少額に決定します。また、分配金のお支払いに必要な資金を決算前に確保する必要があるため、分配金額の上限額は決算日の6営業日前に決定します。
- トランプ新政権の関税政策の動向など先行き不透明感が強いなか、AI関連市場の成長減速懸念などもあり米国の小型株を実質的な主要投資対象とする、当ファンドの基準価額は下落しました。
- このような市況動向のなか、当ファンドの基準価額は2025年2月25日には9,361円（分配前）となりました。基準価額水準、市況動向等を勘案し、当期（第163期）の分配金額を10円といたしました。

基準価額の推移

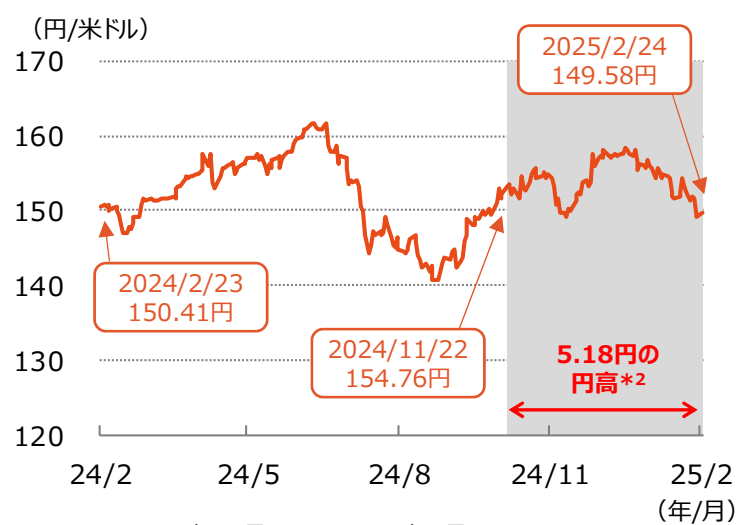
2024年2月26日～2025年2月25日



(注) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

為替の推移

2024年2月23日～2025年2月24日、日次



* 1: 2024年11月25日～2025年2月25日
* 2: 2024年11月22日～2025年2月24日

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

市場見通しおよび今後の運用方針

以下、外国投資信託の運用を行うニューバーガー・バーマン・グループからのコメント等を基に、今後の運用方針等についてご報告申し上げます。

- トランプ新政権が発足し、矢継ぎ早に様々な政策方針を打ち出しており、株式市場の変動性を高める要因となっています。一方、経済への影響が大きい通商政策について、当初はカナダ・メキシコ・中国に対する関税引き上げ方針が打ち出されていましたが、カナダとメキシコに対する関税引き上げは2月の実施が延期され、中国への関税引き上げ幅は10%にとどまっています。新政権の真意を読むことは難しいものの、新政権発足当初から経済の減速を回避したい意図が感じられます。
- 当面、株式市場にとって最大のリスク要因はインフレの再燃であり、FRB（米連邦準備制度理事会）が「利上げ再開」に追い込まれるような状況になれば下値が切り下がる可能性があります。インフレ圧力は減少しつつあり、現時点では過度な警戒は不要であるとみられますが、トランプ新政権の政策動向とあわせて状況を注視する必要があると考えます。
- 当ファンドでは、バランスシートが強固でキャッシュ創出力に優れた高クオリティ企業にフォーカスしており、金利上昇による企業ファンダメンタルズへの影響を抑えられると考えています。

※ 上記の市場見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

1. 米国の小型株を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 - 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
 - 主に、取得時に時価総額が30億米ドル以下の株式、またはラッセル2000採用銘柄の株式等に投資します。米国の取引所に上場している米国以外の企業が発行する株式等や、米国で事業を展開し米国以外の取引所に上場している企業の株式等に投資することがあります。ただし、取得時に時価総額が30億米ドル以上の株式に投資することがあります。
 - 原則として、対円で為替ヘッジは行いません。
 2. 高い参入障壁を有し、持続的な成長が期待できるハイクオリティ企業を徹底的なボトム・アップ・リサーチによって選択し、運用を行います。当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、米国小型株運用に強みを持つ「ニューバーガー・バーマン・グループ」が運用を行います。
 3. 資産運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、「毎月決算型」と「資産成長型」をご用意しました。
 - 「毎月決算型」は毎月（原則24日）、「資産成長型」は年1回（原則7月24日）決算を行います。（休業日の場合は翌営業日）
 - 販売会社によっては、「毎月決算型」および「資産成長型」の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 各ファンドの略称として、以下のようになっています。
- 米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型） ⇒ （毎月決算型）
 米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型） ⇒ （資産成長型）

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドは、いわゆる小型株に着目して投資するファンドであり、株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる場合があります。また、小型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きと異なることがあります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

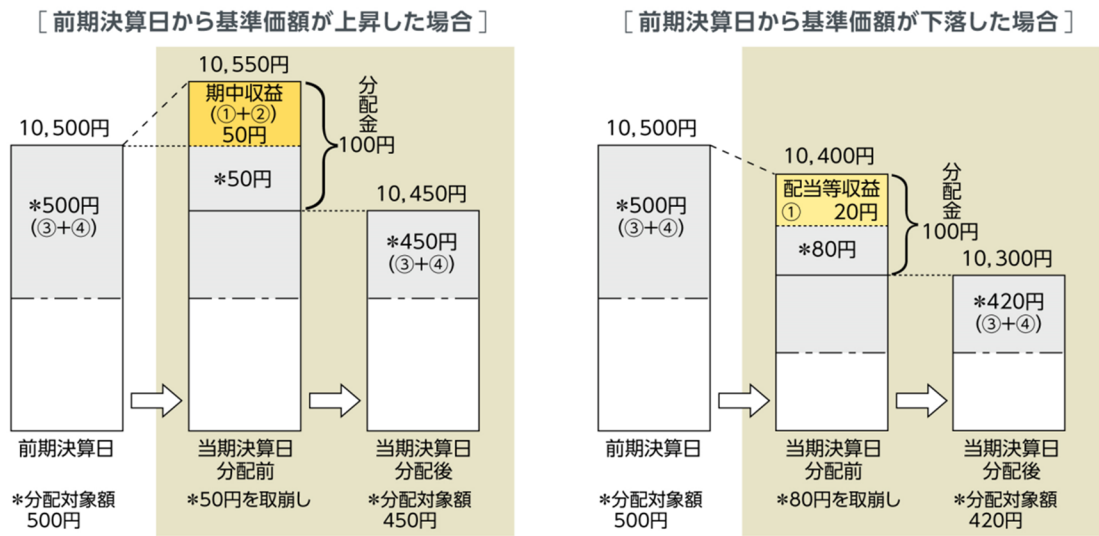
分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

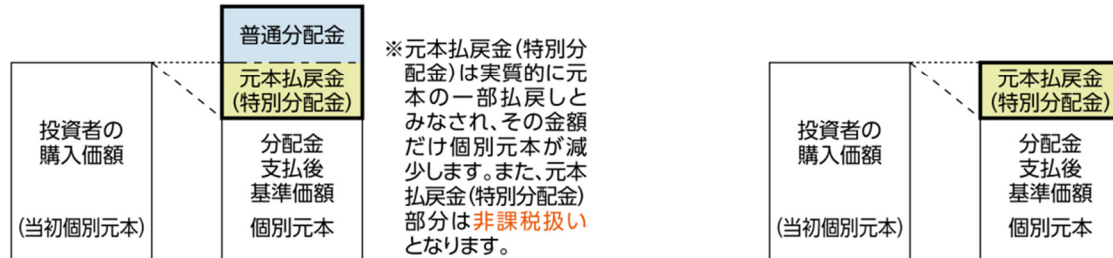


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合] [分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

2026年7月24日まで（2011年7月29日設定）

決算日

<毎月決算型> 毎月24日（休業日の場合は翌営業日）

<資産成長型> 毎年7月24日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、配分方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの対象ではありません。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ロンドンの取引所の休業日
- ニューヨークの取引所の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

スイッチング

販売会社によっては、（毎月決算型）および（資産成長型）の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.85% (税抜き3.50%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.199% (税抜き1.09%)の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の運用管理費用を含めた場合、年2.049% (税抜き1.94%)程度となります。ただし、投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。
上記の料率は、2024年8月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただけます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
三菱U F J eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○		
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社イオン銀行（仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○					※1
株式会社S B I新生銀行（S B I証券仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○		※2 ※3
株式会社S B I新生銀行（マネックス証券仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○		※2 ※1

備考欄について

※1：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社※2：ネット専用※3：委託金融商品取引業者 株式会社S B I証券

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- ラッセル2000は、米コンサルタント会社のラッセルインベストメント社が1984年に開発した米国の代表的な小型株指数で、米国の小型株ファンドの多くがベンチマークとして採用しています。指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2025年2月25日